

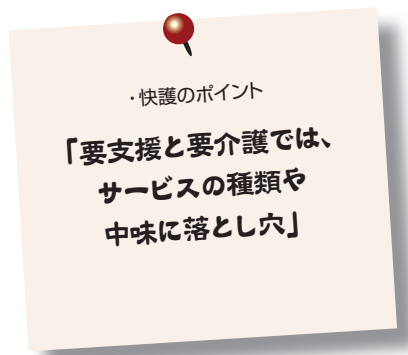
表1 介護保険サービスの種類

	介護給付(要介護の方対象)	予防給付(要支援の方対象)
都道府県・政令市・中核市が指定・監督するサービス	<p>◎居宅(在宅サービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問サービス</li> <li>訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>訪問入浴介護</li> <li>訪問看護</li> <li>訪問リハビリテーション</li> <li>居宅療養管理指導</li> <li>●通所サービス</li> <li>通所介護(デイサービス)</li> <li>通所リハビリテーション(デイケア)</li> <li>●短期入所サービス</li> <li>短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>短期入所療養介護(ショートステイ)</li> </ul> <p>特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売</p> <p>◎居宅介護支援(ケアプラン作成)</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設</li> <li>介護老人保健施設</li> <li>介護療養型医療施設</li> </ul>	<p>◎介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問訪問サービス</li> <li>介護予防訪問介護</li> <li>介護予防訪問入浴介護</li> <li>介護予防訪問看護</li> <li>介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>介護予防居宅療養管理指導</li> <li>●通所サービス</li> <li>介護予防通所介護</li> <li>介護予防通所リハビリテーション</li> <li>●短期入所サービス</li> <li>介護予防短期入所生活介護</li> <li>介護予防短期入所療養介護</li> </ul> <p>介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売</p>
市町村が指定・監督するサービス	<p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>夜間対応型訪問介護</li> <li>小規模多機能型居宅介護</li> <li>複合型サービス</li> <li>認知症対応型通所介護</li> <li>認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</li> </ul>	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul> <p>◎介護予防支援(ケアプラン作成)</p>
その他	住宅改修	住宅改修

表2 13種類のレンタル品目

車いす	体位変換器	認知症老人徘徊感知機器
車いす付属品	*手すり	移動用リフト(つり具の部分を除く)
特殊寝台	*スロープ	自動排泄処理装置
特殊寝台付属品	*歩行器	
床ずれ防止用具	*歩行補助つえ	

(表1、表2 おちとよ著「上手に使うカンどころ」より引用)



## ●「決まりですから」の落とし穴

杖や手すり、スロープをはじめ、特殊寝台(電動ベッド)や車椅子などを1割の自己負担で利用できる「福祉用具貸与」は、表2の通り13品目あります。利用が多いサービスですが、ここにも落とし穴があります。要支援1・2と要介護1の人は、原則\*印に限られているのです。

このように、種類はたくさんあっても、介護度によって使えない落とし穴が待っている介護サービス。しかし、要支援でも訪問介護の回数が制限されると生活が成り立たない、電動ベッドがないと寝起きが出来ないこともあります。そんなときは、ケアマネジャーや地域包括支援センター担当者に改善提案を求めましょう。このとき注意したいのが、「決まりですから出

来ません」と言われる落とし穴。ケアマネジャーや包括の担当者にこう言われても諦めるには及びません。福祉用具貸与は、必要な状態なら例外が認められています。人手も保険外のボランティアなどで、代替えサービスを手配するのが、彼等、専門職の役目です。サービスメニューの落とし穴は、まだまだありますが、それはまた次回で…。

# イザというとき慌てない! 「男と女の快護学」

## 介護保険入門 上手に使うカンどころ (5) 介護サービスメニューのツボ (1)

### おちとよこ

高齢者介護、医療、福祉、教育、育児、暮らし、それにまつわる家族、女性問題を中心に、新聞、雑誌等に執筆のかたわら、講演やテレビに出演。国、自治体委員を歴任。  
主な著書に「一人でもだいじょうぶ〜晴ればれ冬じたく〜」日本評論社、「第3版・介護保険上手に使うカンどころ」「入院・介護SOS」創元社、「シングル介護」NHK生活人新書 他。また「生活図鑑」「あなたの小さかったとき」「ただいまお仕事中」福音館書店、「おばあちゃんのさかしもの」岩崎書店など、絵本、児童書も多数。

「積むだけと知りつつ今日も本を買う」、前号の悠悠川柳に思わず頷いた私も同じく「積ん読派」。イザというときの情報源やお楽しみ、つい手元に置いておきたくて買い求めているのですが…。  
介護情報も実は同じです。すぐ使わなくても、手元を持っていれば、イザというとき安心です。今号では、介護サービスメニューの落とし穴をお伝えしましょう。落ちて痛い思いをしないために!

### ●「介護予防サービス」の落とし穴

介護保険で利用できるサービスメニューは、次ページの表1のようにたくさんあります。が、残念ながらすべての人が、すべてのサービスを使えるわけではありません。特に「要支援」の人は要注意。

要支援1、2の人が使えるのは、表の右半分だけ。要介護の人と大きく違う点は、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型医療施設という「施設サービス」が使えないこと。さらに、期待の新サービス、24時間365日対応の「定期巡回、随時対応型訪問介護看護」や深夜、巡回訪問する「夜間対応型訪問介護」、医療管理が必要な人に安心な「複合型

### ●「中味と回数」の落とし穴

さらに、訪問介護では、「介護予防訪問介護」の場合、「自立支援」が目的となります。要介護の方向けの訪問介護のように調理や買い物ヘルパーが効率よく行うのではなく、買い物に付き添う、料理はできないところだけ手伝うなど、内容に大きな違いがあります。

また利用回数も、訪問介護なら利用限度枠(前回説明)内で必要な回数が利用できますが、介護予防訪問介護では月ごとの定額制で、特に要支援1では週1回か、多くて2回までしか利用できない落とし穴が。同様に、通所介護(デイサービス)も介護予防通所介護では月ごとの定額制で、利用回数が制限されがちです。

通院に便利なヘルパー資格を持つドライパーによる「介護タクシー」も、要支援では使えません。

### ●「福祉用具貸与」の落とし穴